

国土利用計画・長崎県計画

— 第四次 —



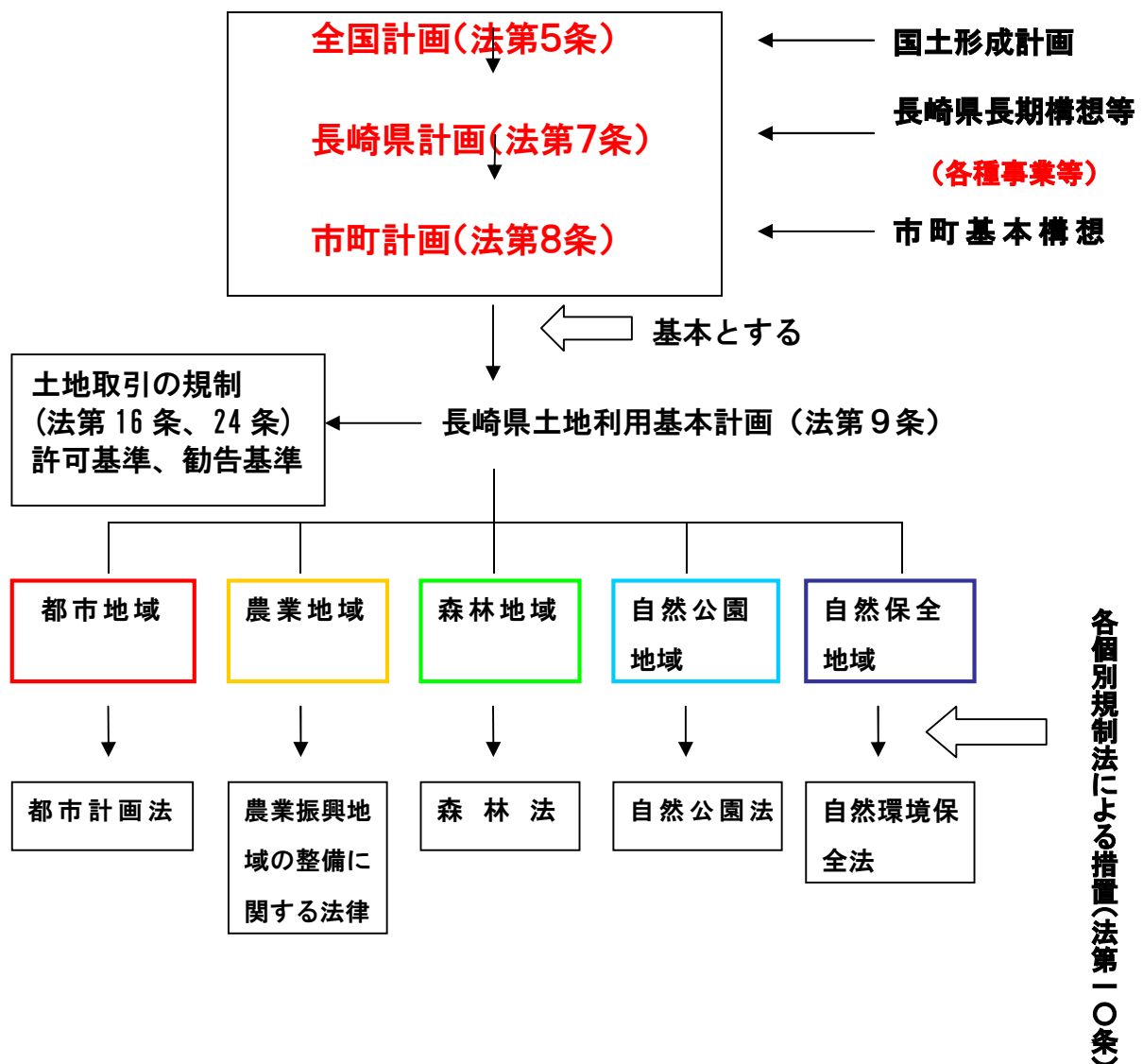
この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、平成20年3月19日に
県議会の議決を経て、平成20年7月4日付で決定したものです。

まえがき

この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条の規定に基づき、長崎県の区域を対象とした国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項についての計画であり、県内の市町がその区域について定める国土の利用に関する計画及び長崎県土地利用基本計画の基本となるものである。

この計画は、情勢の変化等により実情に合わなくなった場合には必要に応じて見直しを行うものとする。

国土利用計画の役割



国土利用計画・長崎県計画について

1. 策定の経過

国土利用計画・長崎県計画は、国の「国土形成計画」と一体として、国土審議会で審議し定められた「国土利用計画全国計画」を基本として定めたもので、本県の**土地の利用についての基本的方向**（地目ごとの課題、地目ごとの目標）を示すものである。

本県の長期総合計画「ながさき夢・元気づくりプラン」や農用地、森林、水面、河川、水路、道路、宅地などの関係する長期計画や長期プランなどを参考として、長崎県国土利用計画審議会の審議を経て策定した。

2. 県土利用の課題と基本方針

ア. 土地需要の量的調整・県土の有効利用

人口減少・高齢化の進展、市町合併による新しいまちづくりなどが進む中で、地目間の土地利用転換は鈍化しているものの、土地の収益性や利便性に対応した集積などが見込まれる。引き続き土地需要の調整、効率的利用の観点から、有効利用を図る必要がある。

イ. 県土利用の質的向上

自然災害に対する対応、耕作放棄地の適正な管理、温室効果ガスの排出削減、地球規模での生態系の危機への適切な対処など人の営みと自然の営みとの調和を図ることにより、安全・安心、循環・共生、美しくゆとりある県土利用が重要。

ウ. 県土利用の総合的マネジメント（管理）

人々の行動範囲が拡大し、都市と農村など、地域間の交流・連携が進む中、限られた県土資源の管理を能動的に進め、よりよい状態で、次世代へ引き継ぐこと。すなわち持続可能な県土管理のために、県民一人一人が県土管理の一翼を担うという動き「協働」という考え方で、「県土の県民的経営」を促進していく必要がある。

3. 運用

具体的な運用については、国土利用計画法（第9条）に基づく「長崎県土地利用基本計画」による5地域の土地利用区分（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域に分類し五万分の一の地図で明記）の目的に沿って運用することとなるが、それぞ

れの個別規制法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法）があり、総合的な観点から調整することとなる。

4. 土地利用基本計画の変更等

一定面積以上の土地利用区分の変更は、長崎県国土利用計画審議会の審議、国土交通大臣との協議を経て知事が決定することとなる。

《参考とした計画の主なもの》

(1) ながさき夢・元気づくりプラン(2006～2010)

交流とにぎわい 長崎の郷土(ふるさと)づくり

を県政の目指すべき基本方向として掲げ

- I. 交流を拓げる魅力的なまちづくり
- II. 競争力のあるたくましい産業の育成
- III. 安心して快適な暮らしの実現

を重点的に推進することとしている。

(2) その他の長期計画や長期プランなど

『長崎県離島振興計画』

『長崎県半島振興計画』

『長崎県総合交通計画』

『長崎県農政ビジョン』

『長崎県肉用牛振興ビジョン21』

『ながさき農業農村整備2010』

『ながさき森林(もり)づくりプラン』

『長崎県環境基本計画』

『大村湾環境保全・活性化行動計画』

『諫早湾干拓調整地水辺環境の保全と創造のための行動計画』

『長崎県にぎわいの都市づくり基本方針』

『長崎県住宅マスタープランー長崎県住生活基本計画ー』

国土利用計画（全国計画）変更のポイント

人口減少等による国土のゆとりを好機ととらえ、
多様化・複雑化する課題に対応すべく、
従来の旺盛な土地利用転換に伴う国土利用・調整から、
「持続可能な国土管理」の考え方による能動的展開へ転換。

〈新計画におけるポイント〉

（ポイント1）

従来の国土利用の量的調整と質的向上をさらに総合的に展開し、
次世代へ引き継ぐ「持続可能な国土管理」へ。

- （従 来）
- ・ 土地利用転換圧力→量的調整
 - ・ 地目毎の低未利用地→質的向上の努力
- （変更後）
- ・ 自然が残された土地の開発抑制
 - ・ 開発後に低未利用になった土地の再利用・再開発
 - ・ 低未利用地を活用した自然環境の再生
 - ・ 集約型都市構造への転換
- 量的調整・質的向上を総合的に展開

（ポイント2）

「安全・安心」「循環・共生」「美（うるわ）しさ」の3つの観点から、
横断的・総合的・双方向的な「持続可能な国土管理」を展開。

- （従 来）
- ・ 地目毎の質的向上の努力
- （変更後）
- ・ 災害リスクを考慮した国土利用
 - ・ エコロジカルネットワーク、ランドスケープ 等
- 地目横断的、総合的・双方向的に国土管理を展開